

事務連絡
令和5年7月31日

各都道府県 防災担当主管部（局）
各都道府県 教育委員会施設主管課 御中
各都道府県 私立学校施設整備主管課

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
施設助成課長
参事官（施設防災担当）
高等教育局私学部私学助成課長

避難所における空調設備の設置等について（依頼）

本年4月に「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」（令和五年法律第二十三号。以下「改正気候変動適応法」という。）が成立するとともに、同年5月には、改正気候変動適応法に基づく「熱中症対策実行計画」が閣議決定され、熱中症対策を一層推進していくこととされました。

災害時においては、慣れない環境での避難生活等により、熱中症のリスクが高まります。このため、避難所における熱中症対策として空調設備の設置等を進めていくことが必要です。

つきましては、学校をはじめとする避難所における空調設備の設置等について下記のとおりご検討いただきますようお願いいたします。なお、空調設備の設置等以外の熱中症対策については、別添のとおりリーフレットにて既にお示しをしているため、そちらをご確認いただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 避難所となる施設の空調設備の設置等について

指定避難所に指定されている施設のうち、空調設備が整備されていない施設については、空調設備の設置等に努めていただきますようお願いいたします。特に、指定避難所に指定されることの多い公立学校施設については、防災部局と教育委員

会関係部局が連携し、空調設備の設置を積極的にご検討いただくことが重要です。
なお、学校をはじめとする避難所における空調設備の設置等においては、各種補助
制度、地方財政措置（参考資料）が活用できます。

2. 災害時における避難所への空調設備の設置等について

災害が発生し、避難所として開設されている施設のうち、空調設備が整備されて
いない施設については、空調設備を借り上げる等して、空調設備の設置等に努めて
いただきますようお願いいたします。なお、災害救助法が適用されている場合
は、避難所の設置及び維持等のための冷房機器の借上げ費用等は災害救助費負担金
による国庫負担の対象となり得ることを申し添えます。

3. 避難所となる施設の非常用電源の設置等について

災害の状況によっては、避難所が停電し、空調設備が使用できなくなることも考
えられるため、避難所に非常用電源を設置する等して電源確保に努めていただきま
すようお願いいたします。なお、非常用電源の設置等についても、各種補助制
度、地方財政措置（参考資料）が活用できます。

【連絡先】

内閣府統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
伊藤、内田、真鍋、坂本
TEL 03-3501-5191

消防庁国民保護・防災部防災課防災調整係
福原、遠矢、木本、日比野
TEL 03-5253-7525

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
参事官（施設防災担当）付
施設防災企画係
TEL 03-6734-3184

（公立学校施設整備に係る補助に関すること）
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
施設助成課整備計画係
TEL 03-6734-2466

（私立学校施設整備に係る補助に関すること）
文部科学省高等教育局私学部
私学助成課助成第二係
TEL 03-6734-2774